



金沢市公報

号外第4号の6

令和7年(2025年)3月31日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	●病院事業管理規程	
●公営企業管理規程			
○金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係公営企業管理規程の整備に関する規程 (企業総務課)	1	○金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係病院事業管理規程の整備に関する規程 (市立病院事務局)	6
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (〃)	2	○金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (〃)	7
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (〃)	4	○金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程 (〃)	8
○金沢市企業局職員職名規程及び金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 (〃)	5	○金沢市立病院職員職名規程及び金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 (〃)	8
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (〃)	5	○金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程 (〃)	8
○金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 (〃)	5	○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (〃)	8

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係公営企業管理規程の整備に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係公営企業管理規程の整備に関する規程

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第7条中「を準用する」を「及び任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則(昭和27年規則第36号)の定めるところによる」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第43条中「管理職員に対しては職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)及び職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の、企業職員に対しては」を削り、「(昭和28年条例第22号)」の次に「、金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)」を加える。

(金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「」を「」並びに金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表(以下「特定任期付職員給料表」

という。)を」に改め、同条第2項中「技師」の次に「(これらの職員のうち、第4項に規定する職員を除く。)」を加え、同条第3項中「いう。)」の次に「(これらの職員のうち、次項に規定する職員を除く。)」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 特定期付職員給料表の適用を受ける職員は、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。

第4条第2項中「第18条第1項」の次に「又は任期付職員条例第4条」を加える。

第10条第1項第1号中「規定する場合」の次に「(第3号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項第2号中「規定する場合」の次に「(第4号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) 任期付職員条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する条例第11条の3第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該職員が受ける特定任期付職員給料表の号給又は特定給料月額(第18条の規定により一般職の職員の例によることとされる任期付職員条例第7条第3項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第17条第3項(同条例第19条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに特定給料月額 12,000円

イ 5号給 10,000円

ウ 2号給から4号給まで 8,500円

エ 1号給 7,000円

(4) 任期付職員条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する条例第11条の3第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該職員が受ける特定任期付職員給料表の号給又は特定給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに特定給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,300円

エ 1号給 3,500円

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成23年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「財務係 会計係」を「財務会計係」に、「契約係 技術技能伝承係」を「契約係」に、「配水整備係」を「施設整備係」に、「浄水整備係 浄水管理係 水質係」を「浄水管理係 水質管理係」に改め、同条第3項中「室長補佐」を「副室長又は室長補佐」に改める。

第3条第3項中「及び安全対策室長補佐は、それぞれ課長等又は」を「は課長等を、安全対策室副室長及び安全対策室長補佐は」に改める。

第4条第1項の表を次のように改める。

室	分掌事務
安全対策室	1 危機管理の研究及び体制の整備に関する事項 2 局災害対策本部に関する事項 3 職員の技術技能の向上及び伝承に係る研究に関する事項 4 職員の研修(技術技能の向上及び伝承に係るものに限る。)の企画及び実施に関する事項

第4条第2項の表経営企画課の項を次のように改める。

経営企画課	財務会計係	1 予算の編成及び執行管理に関する事項 2 企業債に関する事項 3 資金計画及び一時借入金に関する事項 4 現金及び物品の出納に関する事項 5 決算に関する事項 6 現金、有価証券及び担保物件の保管に関する事項 7 出納取扱金融機関等に関する事項
	企画係	1 経営方針の立案に関する事項 2 企業局経営審議会に関する事項 3 主要事業の企画及び調整に関する事項 4 広報広聴活動に関する事項 5 広域連携及び官民連携の調査研究に関する事項 6 本市が出資する法人（金沢エナジー株式会社に限る。）の経営状況の確認に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 他係に属しない事項
	システム管理係	1 情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項 2 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項 3 情報通信技術の利活用の推進に関する事項

第4条第2項の表中

「	」	4 不用品の処分に関する事項	を に、
		1 職員の技術技能の向上及び伝承に係る研究に関する事項 2 職員の研修（技術技能の向上及び伝承に関するものに限る。）の企画及び実施に関する事項 3 工事事業者等の技術技能の向上に係る指導及び育成に関する事項	
		4 不用品の処分に関する事項	

「供給停止処分」を「給水停止処分」に、「下水道管渠の改良」を「下水道管渠（設備を除く。）の改良」に、

「	」	配水設備係	1 配水施設の改良及び保守に関する事項 2 配水区域の設定及び変更に関する事項	を に、
		配水管理係	1 配水調整及び県水受水に関する事項 2 配水施設の運転及び維持管理に関する事項 3 かんがい用水の補給に関する事項 4 工業用水道事業に関する事項	
		浄水整備係	1 浄水施設の計画及び建設に関する事項 2 取水施設、導水施設及び浄水施設の改良及び保守に関する事項 3 水道事業に係る水資源の総合運用に関する事項	

施設整備係	1 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の改良及び保守に関する事項	に、
	2 配水区域の設定及び変更に関する事項 3 浄水施設の計画及び建設に関する事項 4 水道事業に係る水資源の総合運用に関する事項	
配水管理係	1 配水調整及び県水受水に関する事項 2 配水施設の運転及び維持管理に関する事項 3 かんがい用水の補給に関する事項 4 工業用水道事業に関する事項	を

「水質係」を「水質管理係」に、「水質検査」を「水質管理」に、

水処理課	企画庶務係	1 下水道施設（下水道管渠を除く。）の利活用及び効率化に係る企画及び調整に関する事項	に
		2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項	

水処理課	企画庶務係	1 下水道施設（下水道管渠を除く。）の利活用及び効率化に係る企画及び調整に関する事項	に
		2 下水道管渠（設備に限る。）の改良に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	

改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「あっては、」を「あっては」に、「とする。」を「、安全対策室にあっては副室長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 安全対策室長及び安全対策室副室長が不在のとき、又は安全対策室長が不在であり、かつ、安全対策室副室長が欠けたときは、安全対策室長補佐が安全対策室長の事務を代決する。

別表第1財産管理の表中「貸付け」の次に「を行い、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権の設定すること。」を加える。

別表第2水処理課の表に次のように加える。

2 城北水質管理センターの当直に関すること。		○	
------------------------	--	---	--

別表第2第7項を同表第8項とし、同表第6項を同表第7項とし、同表第5項を同表第6項とし、同表第4項の表中「供給」を「給水」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項の表中「供給」を「給水」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項の表中「職員研修」の次に「(技術技能の向上及び伝承に係るものを除く。)」を、「貸付け」の次に「又は貸付け以外の方法により普通財産の使用若しくは収益をさせること。」を加え、同項を同表第3項とし、同表第1項を同表第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 安全対策室

専決事項	専決区分等		
	所管次長	所管室長	合議課
1 職員研修（技術技能の向上及び伝承に係るものに限る。）の実施	○	○ (軽易なもの)	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員職名規程及び金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市企業局職員職名規程及び金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市企業局職員職名規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員職名規程（昭和28年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「室長 担当室長」を「室長 担当室長 副室長」に改める。

(金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項中「室長及び担当室長」を「室長、担当室長及び副室長」に改め、同表7級の項中「及び担当室長」を「、担当室長及び副室長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第12号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「額」の次に「(同項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第11条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第11条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第11条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

別表第1中「水道修繕センター所長」を「担当課長（管理者が定める担当課長を除く。） 料金センター所長 水道修繕センター所長 担当室長（管理者が定める担当室長を除く。）」に、「担当課長 料金センター所長 検査員室長 担当室長」を「担当課長（管理者が定める担当課長に限る。） 担当所長 検査員室長 担当室長（管理者が定める担当室長に限る。） 副室長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

技能職員	高校卒		1	2	別に定める	別に定める
		0	1	3		
技能職員	中学卒		1	2	別に定める	別に定める
		0	1	3		

を

技能職員	高校卒		1	2	別に定める	別に定める
		0	1	3		

に

改め、同表備考第2項中「運転技士」を「技能職員」に改める。

別表第4中

技能職員	高校卒	1級37号給
	中学卒	1級25号給
業務職員		1級17号給から1級93号給まで

を

技能職員	高校卒	1級21号給
	業務職員	1級1号給から1級77号給まで

を

改め、同備考第2項中「第2項に規定する職員」の次に「(運転技士に限る。)」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

病院事業管理規程

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係病院事業管理規程の整備に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係病院事業管理規程の整備に関する規程

(金沢市立病院職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市立病院職員就業規則（平成25年病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第44条中「(昭和28年条例第22号)」の次に「、金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）」を加える。

(金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「」を「」並びに金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表（以下「特定任期付職員給料表」という。）を「」に改め、同条第2項中「技師」の次に「(これらの職員のうち、第6項に規定する職員を除く。)」を加え、同条第3項中「医師」の次に「(第6項に規定する職員を除く。)」を加え、同条第4項中「言語聴覚士」の次に「(これらの職員のうち、第6項に規定する職員を除く。)」を加え、同条第5項中「助産師」の次に「(これらの職員のうち、次項に規定する職員を除く。)」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加え

る。

6 特定期付職員給料表の適用を受ける職員は、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。

第3条の2第3項中「並びに」を「、」に、「にあっては」を「並びに育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては」に改め、同条第4項中「及び育児短時間勤務職員等」を「、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項第1号中「規定する場合」の次に「(第3号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項第2号中「規定する場合」の次に「(第4号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) 任期付職員条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する条例第11条の3第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該職員が受ける特定任期付職員給料表の号給又は特定給料月額（第15条の規定により一般職の職員の例によることとされる任期付職員条例第7条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第17条第3項（同条例第19条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに特定給料月額 12,000円

イ 5号給 10,000円

ウ 2号給から4号給まで 8,500円

エ 1号給 7,000円

(4) 任期付職員条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する条例第11条の3第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該職員が受ける特定任期付職員給料表の号給又は特定給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに特定給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,300円

エ 1号給 3,500円

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程（平成25年病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「経営企画室」の次に「、市立病院建設準備室」を加える。

第3条第2項中「経営企画室」の次に「、市立病院建設準備室」を加え、同条第3項中「経営企画室」の次に「、市立病院建設準備室」を加え、「室に」を「室等に」に、「又は技師長」を「、技師長又は薬剤師長」に改める。

第5条の表中

	7 特命事項の調査及び計画に関する事項	を
市立病院建設準備室	1 市立病院の建設に関する事項	に

改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市立病院事務決裁規程(平成25年病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「経営企画室」の次に「、市立病院建設準備室」を加える。

別表財産管理の表中「行政財産の貸付け」の次に「を行い、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権の設定をすること。」を、「普通財産の貸付け」の次に「又は貸付け以外の方法により普通財産の使用若しくは収益をさせること。」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員職名規程及び金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第6号

金沢市立病院職員職名規程及び金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市立病院職員職名規程の一部改正)

第1条 金沢市立病院職員職名規程(平成25年病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「技師長」を「技師長 薬剤師長」に改める。

(金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成25年病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表ウの表5級の項中「技師長」を「技師長及び薬剤師長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第7号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則(平成25年病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「経営企画室」の次に「、市立病院建設準備室」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第8号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程(平成25年病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「額」の次に「(同項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務をした職員にあつ

ては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第11条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第11条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第11条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

別表第3中「看護部長」を「看護部長 薬剤室長」に、「薬剤室長」を「医事室長」に、「事務局担当次長 医事室長」を「市立病院建設準備室長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年(2025年)3月31日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄